

## 第 22 章 予防規程（法第 14 条の 2 第 1 項）

### 第 1 予防規程に係る基本事項

#### 1 予防規程とは【S 40 自消丙予発 178】

予防規程とは、火災予防に資するため、危険物施設の実態（区分、用途、規模等）に応じて事業所自らが具体的に発案する危険物の貯蔵又は取扱いに係る自主保安基準である。

法第 14 条の 2 第 1 項の規定により予防規程の作成が義務となる危険物施設（以下「予防規程対象施設」という。）は、危規則第 60 条の 2 に規定される事項等について予防規程に定め、遵守する必要がある。

#### 2 予防規程の作成単位（認可の申請）【S 40 自消丙予発 178】

予防規程の作成単位は、原則として危険物施設ごととする。

ただし、予防規程の作成義務を有する製造所等が同一事業所内に複数あり、災害が発生した場合に相互に関連がある場合は、事業所の実態に合わせ、事業所全体を予防規程の対象として、すべての施設を網羅した予防規程とするよう指導すること。◆

#### 3 消防計画、事業所防災計画及び防災規程等の関係

消防計画、事業所防災計画及び防災規程（以下「他規程等」という。）と予防規程との関係は次のとおりである。

##### (1) 消防計画との関係

法第 8 条第 1 項の規定により、消防計画の作成が義務となる防火対象物（事務棟等の建物）内の全部又は一部に予防規程対象施設を有する事業所は、当該予防規程対象施設の部分に係る予防規程に定めるべき事項については予防規程に定め、当該予防規程対象施設を含む防火対象物全体に係る防火管理の基本方針については、消防計画を定める必要がある。

##### (2) 防災規程との関係

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 18 条の規定により、石油コンビナート等特別防災区域の指定を受けた特定事業所のうち予防規程対象施設を有する事業所は、当該予防規程対象施設の部分に係る予防規程に定めるべき事項については予防規程を定め、当該予防規程対象施設を含む事業所全体に係る自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定める必要がある。

#### 4 認可基準【S 40 自消丙予発 178】

次に該当する場合は、予防規程に認可を与えないこと。

- (1) 予防規程に定めるべき事項が明確でない場合
- (2) 予防規程の内容が危政令第 4 章の規定に違反する場合
- (3) その他火災予防上不適当と認められる内容が予防規程にある場合

## 5 予防規程の個人名記載について◆

予防規程に記載する、危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行なう者及び取扱作業にかかる設備等の保守を行なう者並びに危険物施設の防火管理業務を行なう者については、職務及び組織に関する事項となる。必要に応じて個人名が含まれることが考えられるが、この場合、個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しない。【S40 自消丙予発 178、H13 消防危 98】